

富山市草花苗無料配布要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山市緑化推進条例(平成17年4月1日条例第236号)の趣旨に基づき、花と緑で潤いのある豊かなまちづくりを推進するため、「富山市草花苗無料配布要綱」を定め、花いっぱい運動をすすめることを目的とする。

(配布対象)

第2条 配布対象は、次に掲げるところによる。

- (1) 富山市内にある学校、幼稚園、保育所などの公共施設および地域において組織される団体とする。
- (2) その他、市長が認める施設・団体とする。
- (3) 富山市内にある公園・公民館などの公共的な場所とする。
- (4) 面積がおおむね5平方メートル以上のものとし、配布の上限は100平方メートルとする。

(配布方法)

第3条 配布方法は、配布対象となる代表者が、「草花苗植栽計画書」を市長に提出し、その内容が適当なとき、市が実施する「花いっぱいコンクールなど」の関連行事に対する参加実績等を勘案し、予算の定める範囲内で市が指定する場所で配布するものとする。

(配布苗)

第4条 配布苗は、花壇用草花苗とし、ビニールポットで育苗したものとする。

(草花苗の管理と責任)

第5条 草花苗の管理と責任は、次に掲げる内容とする。

- (1) 配布を受けた団体組織の代表者は、責任をもって植栽および管理に努めるものとし、必要に応じて植栽状況を報告するものとする。また、市が実施する「花いっぱいコンクール」などの関連行事に積極的に参加するものとする。
- (2) 配布を受けた団体組織の代表者は、計画に明記した場所以外での花苗の植栽はしないものとする。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に市長が定めるものとする。

付則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成23年3月23日から施行する。
この要綱は、平成25年3月7日から施行する。
この要綱は、令和3年3月8日から施行する。